

2. 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科博士論文等 (課程博士) 審査規程

(趣 旨)

第1条 沖縄県立芸術大学学位規程(沖芸大規程第57号。以下、「学位規程」という。)第6条に基づく博士(芸術学)の学位のうち課程博士(学位規程第4条の2に基づき授与する博士の学位をいう。以下同じ。)の審査については、この規則の定めるところによる。

(申請資格等)

第2条 課程博士の学位を申請できる者は、芸術文化学研究科において必要な研究指導を受け、かつ、所定の単位を修得見込み又は修得した学生とする。

2 前項の申請にあたっては、あらかじめ、所属する研究領域の指導教員の承認を得るものとする。

(博士論文等)

第2条の2 この規程において「博士論文等」とは、比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。

(申請手続等)

第3条 課程博士の学位を申請しようとする者は、学位審査申請書(第3号様式)及び次に掲げる書類等を芸術文化学研究科長(以下、「研究科長」という。)に提出するものとする。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文要旨(2000字以内の日本語要旨および500語程度の英文要旨)
- (4) 履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請及び本申請とし、それぞれ研究科長の指定する期日までに行うものとする。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、提出された博士論文等の審査及び試験を実施するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野の教授及び関連分野の教授のうちから、芸術文化学研究科委員会(以下、「研究科委員会」という。)において選出された3名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等の審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野又は関連分野の准教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 本申請で提出された博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、原則として、申請者の属する研究分野の指導教員をもって充てる。

(試験の方法)

第5条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記若しくは演奏により行うものとする。

(審査結果の報告)

第6条 審査委員会は、博士論文等の審査の結果及び試験の成績を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第7条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第8条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

附 則 (令和7年3月21日学長決裁)

・この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。